

社会福祉処遇の国際的比較

松本 武子

まえがき

国際社会事業学校連盟理事会もしくは総会に出席のため1975年より三カ年毎夏海外出張の機会をもったので欧米諸国における社会福祉事業施設もしくは機関を訪問、調査することを得た。本論は、とくに処遇に焦点をおいてそれらの国におけるものをわが国のあり方に比較、考察することを意図するものである。とりあげたのは3カ所で、第1はブエルトリコにおける「中途の家」で、教護院措置解除後の施策、第2はローマ郊外の「少年のまち」で、養護、教護児童の収容保護のありかた、第3は「アイオア州立大学附属病院医療社会事業部の運営と活動である。

1 ブエルト・リコ「少女のための中途の家」 (1976年8月見学)

“Half-way House for Girls”

中途の家とはいささか妙な訳であるが、日本にはこの種の施設はないと思うので、文字通りに訳すことが本施設の性格を適切に示すと思う。これは里親家庭の一種であるグループホームで、教護院を出所した少女が、施設を出て保護者宅に戻るまでの、あるいは独立して社会人として立つまでの中途における保護の家である。したがってこの家を紹介する前に女子の教護院“Training School for Girls”を紹介しなければならない。

(1) Training School for Girls 女子教護院

ブエルト・リコのポンス市(Ponce)には女子教護院が1931年に設立された。14歳から18歳までの女子が収容されており、大多数は社会福祉部局からまわされてくるというから、わが国で児童福祉法に基づいて、児童相談所から教護院にまわされる経路と変りない。小舎制になっており、約10人が各小舎にわかれて収容されている。広い地域で盆地になっているところに、色彩のあざやかな建物が点々とたっているのが、中央館の建っている高台から一眺のもとに見渡せるように配置してあるのだがいかにも明るく美しかった。

各小舎に8人～10人の女子がおり、私どもが訪問するというので、各部屋に精一杯の飾りつけをしている。見学者である私たちに、自分の部屋をみてくれというので入っていくとよろこんでいる様子は日本の教護院の子とはいささか相違するようにみえた。女子のベッドルームの他には談話室と食堂があり、ケースワーカーの面接室がある。食事は中央館に食堂があり、そこで毎日三度の食事をする事になっているので、指導員は彼女等の様子を知る機会をもつのである。

一舎だけは鉄格子の窓となっており、戸には鍵がかけられている。こういう建ものがあるのも国立武蔵野学院と変らない。新しく入所した女子が、1週間個室にあって反省する時をもつための棟である。

他に学校の建物がある。学校では小・中学程度の教育を行い、教師は外部から通勤する正教員である。高等学校の教育については、行状がよく問題がない女子の場合に外部の高校に通わせる。

教護施設における義務教育は、正常に派遣教員によって行なわれている点がわが国と相異なる。わが国ではこの問題は未だ文部、厚生両省間で解決をみず、教育方針はまちまちである。教護院の教育が、学校からの派遣教師によって行なわれ、その派遣校の分校となっているのは宮城県、福岡県、名古屋市の3地区のみである。その他の教護院の出身児は入所前の学校に籍をのこしておき、卒業式直前に帰校する形式をとり在籍校の卒業認定を得る。その間、教護院内部の職員で有資格者の教育をうけるか、派遣教員によって教育をうけるなど、一定していない。教護児童の教育歴に教護院在所の事実を明らかにしないための配慮が、その教育の位置づけを確立し得ない盲点ともなっている。

中央館には所長はじめ全職員部の部室と会議室があるのであるが、その隣りの食堂はカフェテリア形式になって極めて快的な明るい食堂である。カフェテリア形式になっていることは、子どもに自由な食事の選択モードを与え、かつ自由に席をとることで子どもにとっても明るい気分をもたせることであろう。食堂の入口にコーヒー、コココーラなど飲料自由販売機が設置して

あることはいうまでもない。

キャンパスの一隅に相当広いプールがあり、休み時間には自由にここで泳ぐ。暑い日だったのでプールには大勢の少女が賑やかにしていたが、彼女らは何の屈託もない子どもらにみえた。

在所員数は64人とのことであったが、うち2人未婚の母がいるという話であった。在所は普通6カ月乃至2年の由である。

スタッフは教師の他に、ケースワーカーが2人、医師、サイキアトリックソーシャルワーカーが各1名いる。成績のよい少女は約6カ月後には自宅に外泊を許されるが、その前に3カ月に1回位、土、日曜に帰らせて様子を見る。帰宅にはケースワーカーが附添い、帰園には糧が送ってくれることになっている。丁度大きな摺鉢のような巨大な盆地を利用してその底辺に施設が建てられているのであるが、丘の周辺には遙かに万里の長城のように鉄線の塀がめぐらされていて、看守が常時3ヶ所位に警備にあたっていた。看守の位置から望遠鏡をつかえば施設の全貌が一目にみえるのである。施設の内部では極めて自由に明るく生活できるのだが、外部とは遮断された環境に彼女らはおかれているのである。その辺も日本の教護院とは異なっているような感じがあった。ボンス市の教護院のような形体である場合には、中で彼女らと生活を共にし指導にあたるスタッフたちは気楽に彼女らに接し得るのではあるまいか。日本におけるように、教護院を逃げ出した子どものために教護院の職員が苦勞することはないのではないか、とも思われた。

教護院の少女の退所は学校の教師とケースワーカーの診断と協議によって決定される。退所する少女がまだ義務教育終了前であり、而も引受ける適格の保護者がいない場合にはグループホームすなわち「中途の家」に引とられる。

(2) 「中途の家」

ボンス市にこのような施設が5施設あるというが、教護院で矯正されたが、親元に帰すことが適当でない、もしくは親や然るべき保護者がいないという少女を保護するグループホームの運営は、わが国にないアフターケア処遇として注目されるものである。

グループホームは里親家庭であって、このホームの世帯主はサラリーマンとして他に勤務しており、ホームの責任者は主婦である。彼女は40歳前後のクリスチャンであった。「24時間勤務です」とニコニコし

て答えた。教護院から出所した8人の少女をあずかっている。しかし国はこの里親にすべての責任を負わせているわけではない。ケースワーカーと料理人そして事務員がこの里親宅に派遣されているのである。

料理人はこの里親宅の調理の責任をもつ。料理人と事務員はパートである。事務員が書記、経理の責任をもつから、里母の庶務上の負担も軽く、専ら里親家庭の主婦としての責任に専心し得る。

ケースワーカーは少女たちの生活指導と援助の役割をもち、里母を助けて、少女の修学に関する一切の責任あるいは学校卒業後の就職の世話まで、少女の一人一人が社会人として健全に生活していくように面倒をみるのである。高等学校に行く場合の奨学金をもとめる援助とか、学校のPTAの会に出席して教師と打合せをする役もケースワーカーの仕事である。

このように里親委託の成果をあげるために行政機関が専門職を配置して里子の生活ならびに教育の指導援助をするという、いわば公私協働の里親委託養護の形体はわが国でとられていない。わが国では里親の開拓、里親の指導と援助に行政機関が関与する方法と、里親への経済的援助すなわち児童の養育、修学、医療費などに加えて里親手当を国ならびに地方公共団体が支弁する施策はとられているのであるが、直接に里親の養護の業務に協働することはどこでもしていない。

第2点として注目したいのは、わが国では里親委託にする子どもは、性格上問題のない子どもであり、実父母がないか、父母があっても里親に迷惑のかからないような関係もしくは状態であることを立前としている。しかしこの「中途の家」の里親は教護院から出てきた子どもをあずかるのであって、わが国では一般の里親には期待し得ないことである。わが国では、教護院を出所させる子どもがまだ14歳未満であり、保護者宅に帰らせることも住込就職もできない事情にある場合には養護施設に入所させることになる。

ただいわば例外的に篤志をもって教護ケースの里子を受託する里親が極めて少数存在しているが、一般的には期待し得ないのである。

第3点として、8人の多数の子どもをあづかる里親は、わが国では一般にはあり得ない。昭和22年児童福祉法制定により、わが国の里親委託は国ならびに地方公共団体の責任において施行されるようになったのであるが、養子縁組希望の里親が大多数であるという経過を辿ってきた。不幸な児童をわが家庭に受託して

養護しようという里親と、わが家のために養子が欲しいのだという意図で児童をあずかろうとする里親とは質が全く異なるのである。この両者に対する行政施策の姿勢は同一であろう筈はないのであるが、里親制度施行のもとで明析な区別のなかったことが、里親制度運用の低落を招いたことは周知の事実である。

この里親制度の低調化を防ぐために、近年特別な施策をこころみる地方公共団体があらわれた。本稿においてはその詳細を省略するが、それらの施策をあげれば次のものである。

大阪市、神戸市では昭和35年、家庭養護促進協会が設立され、児童相談所との協働によって、里親の開拓と指導をなし、かつ家庭養護寮として里子を3人乃至5人養育する里親家庭を指定する施策をとってきた。

神奈川県では、昭和43年、家庭養護センターを養護施設に設置し、児童相談所との連携のもとに、養育家庭推進策をとった。現在この養育家庭を「希望の家」と称して、奨励金を支弁している。

東京都では、昭和48年、養育家庭制度を制定し、養護施設に養育家庭センターを設置し、養育家庭に特別な経済的援助を与える施策をとった。

宮城県、埼玉県でも養育里親もしくは心身に障害のある児童を受託する里親に奨励金を支給する施策を講じている。

その他各地方公共団体が里親制度の積極的運用のために施行した施策により、里親のなかに占める養育里親の数は最近僅かながら増加しているが、一里親家庭に8人の児童を養育することを意図する施策は未だ現われていない。里親委託の児童数の制限をおかない北海道、埼玉県、宮城県その他においてたまたま5人乃至6人の児童を受託する里親があらわれているが、経済面のみでなく、養育面において何ら専門機関の介助なくして6人以上の児童を家庭養育することは至難である。

ブエルト・リコのファミリーグループホームでは、まことに適切な養育面の援助を公的施策として与えているのである。それであっても、教護院を出所した少女8人と寝食を共にして養育する里母の労苦にははかり知れないものがある。われわれが訪問した里母は、教護院のスーパーバイザーの友人であって、このスーパーバイザーの依頼により、「中途の家」の里母となることを受諾したものであった。

昭和53年5月、東京都児童福祉審議会では、ファ

ミリーグループホームを設置する案を具申しているが、未だその具体化にはいたっていない。具申案についても、なお検討の余地があるものと思われる。(注1)

2 イタリー「少年のまち」(1977年8月見学)

ローマから約1時間30分自動車を走らせたところに「少年のまち」という児童福祉施設がある。海に添う道なのでその道中も極めて美しいところがある。

この施設には約120名の児童が収容されているのであるが、児童の年齢は15才から18才までの男子、社会生活に適應できない性格の子ども(所長は非行という表現をされた)である。一方は海に面し、他方は丘となり、遙々と見透しのきく極めて美しい土地である。全地域を「少年のまち」と名付け、海の側を「海のまち」山の側を「山のまち」その中央にあって、管理部局の建ものをも包含し、工場のある地域を「工場のまち」といっている。まず案内人によって説明されたのは「ここは三つのまちで成立している自治組織のまちです」ということであつた。

カソリック教徒によって設立され運営されている施設で、本部はミラノにある。ここに到着して私は北海道の家庭学校を想起した。留岡幸助が彼地に施設をつくったのも、この施設がここにつくられたことに相通じる心情がありはしなかったかという想いが脳裏を走った。ただここは北海道の家庭学校の所在地より、その幾層倍も広汎で、美しい山と海の変化に囲まれている。しかし大自然の美しさの中で非行に傾いた子どもを矯正しようというおもいは一つである。

(1) 海のまち

海のまちといっても静かな海岸べりに位しているのではなく、地中海の怒濤がぶつかり砕けている岸壁の上の地区で、そこだけは、石をコンクリートで固めた高い外壁がはりめぐらされているが、はるばると大海を広範囲に眺める気分は何ともいえず心もなごみ新たな勇氣も湧く感のある場所である。ここにいわゆる「ホテル」があり、「レストラン」や「映画館」がある。みな石で造営された素朴な建物で、そのどこかに子どものアイディアもしくは創造的技術が浮彫りにされている。例えば映画館の入口の彫刻とか、レストランの建物の構造であるとか、素朴で自然な而も個性的な着想と技巧が表出されているのである。創立以来ここにいるという案内人は、われわれに指示しながら「子どもの創作力は無限です」とか「子どもは黄金の

手をもっていません」とくり返していた。

「ホテル」というのは子どもの寮である。ホテルは「山のまち」「海のまち」に各1つ、「工場のまち」に2つ計4寮である。それぞれ石の細工には過ぎないが、趣向を凝らしてある。1室に4人、但し18歳以上の児童が進学し本人の希望があり在住延長の場合には1人1室を与えている。われわれの訪問は夏休みで子どもたちは保護者の許に帰省しており、一兩日には帰寮するという時であったが、広い庭には帰宅しない18歳以上の少年がそこそこにみられた。

「丘のまち」は文字通り小高い丘の中腹に展開している敷地にホテルとレクリエーション施設が建っており、中央の工場のまちより遠望すれば絵のように美しい。

「工場のまち」は中央敷地で最も広く、管理棟、学校、工場、食堂、会議棟、銀行、劇場がある。どの建物にも子どものアイディアが盛り込まれている。

工場は150ヘーベもあろうか、それは児童の工芸、絵画の実地訓練ならびに製作の場である。その二階は全部製作物展示場となっており、創立以来卒業していった児童の製作品がところ狭しとその広い展示場に飾ってあるのである。代々の卒業生の名前も明記してあるが、その作品は子どものものとは思われないものが多く、すべて個性的な中に各時代の特性を示しており、まさに子どものまちの歴史をもの語っているようである。卒業生の中には工芸で一家をなしている人もあるそうである。

(2) 運営

この施設設営の財源は、教会、孤児援護団体その他諸方面の寄附が主なるもので、これに加えて国より若干の補助がある。わが国のように児童福祉法によって国が措置費を出すという義務を負っているわけではない。国からの公的補助の有無を問う質問に答えて、所長は「国のContribution（寄附）である」という表現をした。政府の助成をうければその指示に従わねばならないが、寄附であればカンリック教徒の方針を貫くことが可能である。「少年のまち」が少年の自主性を重んじ自信をもたせることによって健全な社会性を開発しようとする独特の矯正法をとりいれているのは、当然であろう。

収容される児童は現在年齢15歳—18歳である。昔は12歳からいたそうである。収容数は約100名までで、常時約60名いるという。

B) 少年の自治

少年のまちの生活は、少年の自治生活のなかで自己の責任と義務を自覚するような仕組みとなっている。自治体としては「工業のまち」が一番大きく、次が「海のまち」、「丘のまち」が一番小さい。三つの自治体からなる少年共和国（La Repubblica dei Roggarri）だと説明された。

少年共和国は一定の組織で自治が守られる。まず全体から、市長と裁判官が選出される。この二者は最高の権威であり、市長と裁判官が法律をつくり、他の役職をも6人選び、議会の承認を得るのである。役職は次のもので、他の少年は一般市民である。

衛生管理士	代議員
財務委員	公安員
学校委員	整理委員

毎月市長と裁判官は選挙されるが、更新することもできる。ここでは諸種の活動をしているので、その業績を通して市長と裁判官の適性が審査される。そして委員組織と議会の審議によりこの少年のまちの自治は運営され、この生活の中で少年の価値観が一定の方向に向い、パーソナリティ形成がなされるように仕組みられている。

毎夜集会在会議室でなされる。中央高段に裁判長が席を占め、その両側に段を設けて、裁判所の型をとった会議室である。そこではその1日に如何なる善行があったか、不正行為があったか、学業、日常行為について発表され、公平な評価が与えられ、翌日の生活への戒告がのべられる。議題はDirectorから提出される場合もあり、市民から提出される場合もあるが、審議の責任は一切少年側にある。褒賞を与えることも、罰することも、少年自身の判定による。

この少年のまちに新しく入所した少年は、入所1週間は自由に考えることが許されており、去るも止まるも自分の意志で決定する。在所を決意したのち、逃亡することがあっても、1回はゆるされるが、2回目は裁かれ、罰金を支払わなければならない。

(3) 教育

教育は、小学校、中学校までであり、20年前から設立されている。しかし入所時に文盲の少年もあり、大学まで進むような知能の少年もあり、少年の間に個人差があるので、教育には困難がある。昔は10歳位から入所する子もあり、技術のみを仕込むこともできたので技工として育て上げたが、現代は15歳までは

国で定める標準的教育をしなければならない。そこで、15歳以上になって工芸を教えることになるので、昔のように素晴らしい職業教育をすることが不可能になった。ここでは生活を通じて人間形成をはかっているのので補習的意味で小学校教育をしている。個人差のある子どもたちに一律の教育をすることに無理がある。文部省の役人にここに来てみてもらいたいものだ、と所長は語るのであった。

(4) 銀行

少年のまちには独自の銀行がある。こぢんまりした小さな石づくりの建物で、銀行員もすべて少年である。ここで発行されている貨幣はこのまちで使用される特有のもので、1942年発行のものと1962年発行のものが通用している。この少年のまちではこの貨幣の流通ですべて生活がなされる。

少年の収入は善行を積むとか、よい成績をとるなどの場合に評価された額が与えられることによる。悪いことをすると罰金が科される。すべてそれらは裁判で決定される。

何故このような仕組みを創案したかという質問に答えて所長はいった。「ここに入ってくる子どもはみな物が欲しい。それで金は、よいことをし、働くことによって得ることができることを体験によって知らせるのです。自分が得た金でものを買いレストランに行くことを知る。またある子どもは金を得ることのできない子どもを助けて金がもらえるようにする。すなわち共に働き生活する共同社会構築のあり方を身をもって覚えていくのです」と。

しかしこの設営にあたる経費は莫大なものであろう。カソリック教徒の大きな支援の力があることはいうまでもない。宗教の力は大きい。

(5) 博覧会 (Fair)

毎年6月の最終日曜日にフェアがある。少年のまち創設以来の行事であり、少年たちにとって最大の日である。広大な展覧会場には年間の彼等の作——彫刻、絵画、織物その他が展示され、他方運動会その他の催ものが催され、この日のために少年全員が全精力を集中し楽しむ。その展示品が永久に工場のまちの展覧室広間に飾られるのである。

(6) 入所の経験——1ケースを通して

いかにして少年がここに入所してくるか、という質問に答えて、所長は市の児童福祉機関からも、裁判所からも、また個人的紹介によっても入所するといった

が、わが国のように国の措置によって入所することに決まっているわけではないから少年の入所委託をうけることもある程度自由である。

われわれが話をしているとき、1係員があわただしく所長のところにきた。私どもは後部に退いて控えの椅子に腰かけていた。

暫くすると係員が1人の婦人を連れてきた。髪も乱れうらぶれた感じの女性であったが、亢奮して所長に何やら訴えている。所長は暫く彼女に応待していたが、婦人はやがてやや落ちついて所長の指示によって部屋を出て行った。そこで私どもは再び所長の前の席に戻って行ったのであるが、所長の説明はわれわれに少年のこの施設への入所経路を示す一例であった。

この婦人は12人の子どもをもった母親であった。夫は怠けもので働かない上に酒乱である。両親とも子どものしつけのできない人なので、子どもたちは非行に走った。夫婦は離婚した。父親は非行に走る子どもに手を焼き、裁判所に訴えた結果、その子はこの少年のまちにまわされてきたのである。離婚していた母がそのことを知って狂気のようになりここに駆けつけたのである。結局所長の話で、子どもがここに住むことが彼にとって不幸なことではないことを知って落ちつきを取戻し、引上げて行ったことのことであった。

所長は中央館の二階に住んでおり、創立以来在所している。案内の管理人に私が「ローマの町には非行少年が多いですね」といったら、この老管理人は「街にうろついている少年がみなここに来てくれるとよいのですが」といった。

(7) わが国の教護院と比較して

わが国には58の教護院が設置されている。(昭和53年8月現在)国立2、公立54、私立2である。教護院の児童収容形態は創設当時には大部分が小舎・夫婦制すなわち、小舎に10人内外の児童を収容し夫婦が親代りになって教護するという制度であった。現在もなお小舎・夫婦制をとっている教護院は41(昭和53年現在)あり、効果的指導形態として存続しているが、最近夫婦制を廃止し、保母、指導員による交替制勤務に代る傾向が現れた。それは、夫婦制をとっても親代りにはなり得ないという理論的立場もあるが、職員の勤務条件の改善をその主な理由としている。交替制によるならば職員の8時間勤務制を確立することができ、職員の私生活を保持することができる。しかし夫婦制のように指導の一元性、一貫性を保つこと

に困難があり、指導上の責任の所在を明確にすることができない。このことは教護院の業務目的の達成上の問題点である。既に東京都では昭和45年全寮4人の交替制に移行した。指導員と保母のペアで2組による交替勤務制である。

わが国における教護院が有する他の問題点は児童の学習指導である。教護院に入所する児童から教育権を奪ってはならないという観点から考えると、日常生活を通して行なう全人教育と各教科にわたる学習指導とを、いかなる教・職員によって充実する態型をとるかは、未解決のまま経過している状態にある。全国58教護院のうち、文部省令による分校を教護院に設置するところは、前述のように福岡県、宮城県、名古屋市の3公立教護院である。その他学校からの派遣教師による教育を行なうところが13校ある。全国の状況をまとめると、派遣教員数39人、これに非常勤教員144人を加えて教護院在所児童の教育が行なわれている。そのうち教護院に児童の学籍を移しているところは山形、石川、群馬、鳥取、広島のみであるが、他は児童の出身地の学校に学籍を存置する方式をとっている。いかなる方式をとるのが、児童の現在ある学習の充実のために効果的であり、幸せであるか、将来児童が教護院に在籍した事実を履歴に明らかにしないためには、いかにしたらよいか等について、この問題も未解決の状況にある。

わが国における上述の問題状況を顧みるとき、「少年のまち」における全人教育と学習教育をともに徹底強化するために努力されてきた歴史的過程には学ぶべきものがある。面接した所長や案内人の説明に加えて、「少年のまち」全域に充ち溢れているかのごとく見えた教育と養護の徹底したあり方は、法規を超越する宗教的確信の成果以外の何ものでもないかのごとく感じられたのである。

非行を犯した児童の教護という極めて重要な職場において、労働の近代化という課題にとりくむために生じる悩みは、「少年のまち」に働く職員にはみられないようである。それが近代化しない古いあり方であろうとも、堂々たる確信をもって非行少年をあたたかく抱擁し教護する姿勢とその成果の現実、近代化文明社会に生活するわれわれに眩い光景に思われたのであった。

3 アイオワ州立大学附属病院における医療社会事業部(1975年8月訪問)

アメリカにおける医療社会事業部の一例としてアイオワ州立大学附属病院の医療社会事業部について紹介したい。

本病院の内容は次のものである。(1972~1973の状況)

ベッド数	1,019
入院患者	31,457
通院患者	287,112
健康診断	261,133

この病院にいるスタッフについては次のようである。

専任医師(staff physicians)	260
駐在医師(resident physicians)	267
インターン(intern physicians)	56
フェロー(fellow physicians)	60
正看護婦	361
その他専門職	240
その他職員	1424
計	2668

「その他専門職」の中にソーシャルワーカーが数えられている。次のようである。

メディカル・ソーシャルワーカー	20人
サイキアトリック・ソーシャルワーカー	20人
計	40人

それら40人のソーシャルワーカーは、医療社会事業部長の管轄のもとに、さらに各科、各病棟別に、スーパーバイザーに属するチーム編成がされている。ワーカーはすべて大学院社会事業学部の修士もしくはそれ以上の学歴と業務訓練を経たソーシャルワーカーである。大学や大学院の社会事業学部の学生の実習指導も各ソーシャルワーカーの業務となっている。

日本医療社会事業協会の「25年のあゆみ」によれば、わが国の大学附属病院のうち、ソーシャルワーカーを設置する病院の数は24に過ぎない(注2)また一病院に働くソーシャルワーカーの数は僅か1名であるところも多く、多いところで3、4名程度である。

本稿には、アイオワ病院のケースワーカー設置数をわが国国立病院のソーシャルワーカーの数に比較することで、病院にかける医療社会事業の現状が彼我の間にいかに相異があるかを示すことにする。

国立病院・国立療養所専任ワーカー設置状況

事項		施設総数	専任ワーカー 設置施設	設置率	専任ワーカー数
施設	病院	94 所	11 所	11.7 %	12 名
療養所	結核	136	31	22.8	34
	精神	11	4	36.4	8
	背ずい	1	1	100.0	1
	らい	13	2	15.4	2
合計		255	49	19.2	57

資料 国立病院・療養所医療社会事業協同研究班調査（研究報告4頁）

兼任ワーカー設置状況

事項		施設総数	専任ワーカー 設置	設置率	兼任ワーカー数
施設	病院	94	29	30	30
療養所	結核	136	37	27.2	37
	精神	11	3	27.3	3
	背ずい	1	0		0
	らい	13	9	69.2	12
合計		255 所	78 所	29.0 %	82 名

資料 前掲（研究報告5頁）

国立病院・療養所医療社会事業協会協同研究班の調査、「医療ソーシャルワーク業務の数量的研究」によれば、わが国の全国94の国立病院のうち、僅か11か所に医療ソーシャルワーカーが設置され、その総数は12名に過ぎない。アイオワ病院に設置されている40名のソーシャルワーカーに比して、その数は30%である。一体、アメリカの病院で必須とされている医療社会事業家の業務は、日本の病院内ではいかように処理されているのであろうか。日本の国立病院で欠落している医療社会事業サービスのニーズは、患者もしくはその家族によって訴えられることはないであろうか。

上述の調査によれば、医療社会事業の兼任者数は、設置する病院が29、ワーカー数は30名である。医療社会事業サービスが、兼任者によって全うされるとは考えられない。フルタイムのケースワーカーが勤務していて、一定時間兼任ワーカーが専任ワーカーを補助するとか、ある特定の業務を分担するという以外に兼任者の業務を考えることができない。単独に兼

任者のみによって医療社会事業サービスがなされるとするならば、それは徹底しない業務または似て非なる業務であると思われる。

中島さつき氏他の昭和45年の調査によれば、既に昭和42年度医療施設調査において医療社会事業従事者がいると回答された施設および日本医療社会事業協会会員の所属する病院その他計667のうち、ソーシャルワーカーが設置されている総数は476人であり、そのうち専任は369人、兼任は107人であった。（注4）

Encyclopedia of Social Work, 17巻（注5）によれば、アメリカの国立病院（Federal hospitals）のうち、200床以上の病院の78%、500床以上の病院の92%に医療社会事業部が設置されている。

また精神衛生の分野に働くソーシャルワーカーは1972年の調査で、15,678人、その内訳は次のようだと示している。

州立神経科病院	5324
私立神経科病院	418
外来神経科診療所	3860
総合病院神経科	1934
精神衛生地域センター	3044
退役軍人診療所	1098

そして神経系の施設に働くソーシャルワーカーの70%は修士もしくは博士号を有するもので、30%が4年制大学課程修了者であると報じている。

わが国において医療社会事業の分野では、その専門的協会すなわち医療社会事業協会ははやくから設立されており、他の分野に比し専門性を明らかにしているのであるが、アメリカに比すれば、日本における医療社会事業は数的にも質的にも極めて弱体である。

専門社会事業発展への重要な課題として医療社会事業の展開を期したい。

注1 里親制度については、拙著「児童福祉の実証的研究」誠信書房、ならびに「里親制度——その実践と展望」相川書房、を参照されたい。

注2 「25年のあゆみ」35頁参照。日本医療社会事業協会は昭和28年11月創設され、会員数1227人である（昭和52年度現在）。創設25年を記念して昭和53年5月「25年のあゆみ」を発行した。

注3 参照「医療ソーシャルワーク」第5章1,93頁。中島さつき著、誠信書房。

注4 前掲 101頁。

注5 「Encyclopedia of Social Work」
NASW. 17巻, V.I. Health Services:
Social Workers in.p.615, ならびに Mental Health
Services: Social Workers in.
p.897を参照されたい。